

デジタル庁

○ 告示第三十七号

総務省

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）第六十二条の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を次のように定める。

令和六年十二月十七日

内閣総理大臣 石破 茂

総務大臣 村上誠一郎

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令第六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める情報は、同表の下欄に掲げる情報とする。

律（令和三年法律第三十八号）第三条第三項第一号から第三号まで
 に規定する事項をいう。以下同じ。）
 高騰緊急支援給付金（令和四年度電力・ガス・食料品等価格高騰
 緊急支援給付金に係る差押禁止等に関する法律（令和四年度法律第七
 九号）第一条に規定する令和四年度電力・ガス・食料品等価格高騰
 緊急支援給付金をいう。）の支給に関する情報、令和五年度物価高
 騰対策給付金（第一号）（物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に
 関する法律（令和五年法律第八十一号）第二条第一号に規定する物
 価高騰対策給付金をいう。）の支給に関する情報、令和五年度物価
 高騰対策給付金（第二号）（物価高騰対策給付金に係る差押禁止等
 に関する法律施行規則第二条第一号イ、ロ及びヘ並びに同条第二号
 イに掲げる世帯、同条第二号ロ及び同条第三号イ（1）に掲げる世帯（
 同条第一号イ、ロ及びヘ並びに同条第二号イに掲げる世帯に限る。
 ）並びに同条第三号イ（2）に掲げる世帯その他これに準ずる世帯に
 対し給付金を支給することを目的として国が交付する交付金を財源と
 して市町村から支給される給付金であつて、同令第一条各号に掲げ
 るものをいう。）
 令第二条第一号ハからホまでに掲げる個人又は世帯（同条第二号ロ
 及び同条第三号イ（1）に掲げる個人又は世帯（同条第三号ロ及び
 同条第三号ハからホま
 でに掲げる個人又は世帯に限る。）並びに同条第三号ロ及びハに掲
 げる個人又は世帯その他これに準ずる個人又は世帯（同条第三号ロ
 及びハに掲げる個人又は世帯その他これに準ずる個人又は世帯に限
 る。）の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務
 から支給される給付金であつて、同令第一条各号に掲げるものをい
 う。）の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務

附 則

この告示は、公布の日から適用する。